

令和8年(2026年)度分 市民税・県民税 申告書

春日部市長殿		現住所	〇〇市中央7-2-1			整理番号				
		1月1日現在の住所	同上			業種又は職業	会社員			
		フリガナ	カスガ タロウ			電話番号	048-736-1111			
提出年月日	年	月	日	氏名	春日 太郎			個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
		生年月日	明・大・昭	45	3	4	世帯主の氏名	春日 太郎	続柄	本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 備考 家屋敷：春日部市金崎〇〇〇番地

社会保険の種類	支払った保険料	事業	営業等	ア	901
13 社会保険料控除	合計				
15 生命保険料控除	417 新生命保険料の計				407
	418 新個人年金保険料の計				408
	419 介護医療保険料の計				
16 地震保険料控除	412 地震保険料の計				411
					旧長期損害保険料の計

備考欄に、申告する事務所、事業所又は家屋敷の所在地(春日部市内)を記入する
(記入例)
①事務所: 春日部市中央〇丁目△番地 ××ビル501号
②家屋敷: 春日部市金崎〇〇〇番地

17~19 寡婦控除、死別、離婚、未帰還、ひとり親控除、(学校名)、勤労学生控除	20 障害者控除	21~22 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者	23~24 扶養控除・特定親族特別控除
1 氏名、フリガナ、個人番号、障害の程度、級度	2 氏名、フリガナ、個人番号、障害の程度、級	配偶者 氏名、フリガナ、個人番号	1 氏名、フリガナ、個人番号、生年月日、明・大・昭、平・令、同居・別居の区分、同居、別居、続柄、特親

春日部市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する申告を行う場合(春日部市外在住の方)

4 所得から差し引かれる金額	合計	12	505
	社会保険料控除	13	403
	小規模企業共済等掛金控除	14	404
	生命保険料控除	15	
	地震保険料控除	16	
	寡婦、ひとり親控除	17~19	
	勤労学生、障害者控除	20	
	配偶者(特別)控除	21~22	422
	扶養控除	23	
	特定親族特別控除	24	443
	基礎控除	25	
	⑬から⑳までの計	26	
	雑損控除	27	401
	医療費控除	28	402
	合計(26+27+28)	29	

当該親族等が特定親族である場合には、「特親」欄に〇を記入してください。

1 6歳未満の扶養親族(控除対象外)	1 氏名、フリガナ、個人番号、生年月日、平・令、同居・別居の区分、同居、別居、続柄
	2 氏名、フリガナ、個人番号、生年月日、平・令、同居・別居の区分、同居、別居、続柄
	3 氏名、フリガナ、個人番号、生年月日、平・令、同居・別居の区分、同居、別居、続柄

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、住所及び国外居住者である場合は区分を記入してください。

27 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差し引損失額のうち災害関連支出の金額
28 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	415 医療費実質負担額

職員記載欄	控除(有)	特定扶養(有)	寡婦(有)	ひとり親(有)	勤学(有)	申告区分(青)	本人専従(青)	徴収(青)	所得金額調整控除
-------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	---------	-------	----------

地方税法附則第4条の5の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法
 給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。